民法３０－１６肢イ

第１ 肢の結論

誤っている。

第２　外国の通貨で債権額を指定した場合の取扱

１．問題の所在

本件のように外国の通貨で債権額を指定した場合，債務者は日本の通貨で弁済できるか。わざわざ外国の通貨で指定がある以上，日本の通貨で弁済することは債務不履行として許されないのではないかと思えるため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

外国の通貨で，債権額を指定したときでも，履行地における為替相場により日本の通貨で弁済できる（４０３条）。よって，できないとする肢は誤り。

（２）理由

ア．原則

確かに，外国の通貨で指定がある以上，日本の通貨は別である。

したがって，外国の通貨で弁済を行うべきであり，日本の通貨による弁済は認められないと思える。

イ．不都合性・必要性

しかし，この結論は不都合である。すなわち，日本国内に十分な外貨がなく債務者が調達できない恐れがある。

このような場合に，指定に拘束されるとして，債務不履行とするのは債務者にとって重い負担となる。ましてや，金銭債務は，金銭の信用性を保つ上で不可抗力（４１９条３項）とされている。

このことに鑑みて，債務者が日本国での通貨での弁済を認める必要がある。

ウ．許容性

取引において当事者の合意が原則，尊重されるのは，当事者に処分権があるためである。確かに，外国通貨で指定した場合，レートの影響を受けたくないという意思は尊重すべきである。ただ，外貨を準備できるかは，わが国の経済的事情に影響するところもあり，私人に負担を常に求めるのは酷である。したがって，価値が同等の日本国の通過であれば，代替手段として弁済を許容できると考える。

当事者としても日本国で取引している以上，この制約はやむを得ない。

以上